

別表十三(八)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 法人名
 () 円

別表十三(八) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換の年月日	1	平	・	・	交換取得資産	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13	
取得資産の種類	2				譲渡直前の帳簿価額	(8)	14	
<p>「13」欄</p> <p>特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の84第1項」※1又は「第68条の84第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10263」</p> <p>③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>								
譲渡した所有隣接土地等の面積	5			平方メートル	取得算	$(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$	17	
譲渡直前の帳簿価額	6			円	交換と圧	圧縮限度額	18	$(15) - (17)$
譲渡に要した経費の額	7				交換と圧	圧縮限度超過額	19	$(13) - (18)$
計	8				交換と圧	交換取得資産の価額	20	
<p>「20」欄</p> <p>特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の84第1項」※1又は「第68条の84第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10263」</p> <p>③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>								
取得資産の価額	11			円	又出した場合	(22) + (23)	24	
取得した土地等の面積	12			平方メートル	又出した場合	圧縮限度額	25	$(21) - (24)$
					又出した場合	圧縮限度超過額	26	$(20) - (25)$